

## 神戸市 DV 被害者グループカウンセリング業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 事業名称

DV 被害者グループカウンセリング業務

### 2 業務内容に関する事項

#### (1) 事業目的と概要

DV から逃れて新しい生活を始めた後に、DV 被害の影響が顕在化することがある。子育て中の女性の場合は、自分自身の DV 被害と向き合うだけではなく、DV という虐待的環境に晒されていた子どもをケアしていく必要にも迫られ、母子関係を悪化させてしまうことがある。親子間や兄弟間で暴力の再演が起きることもある。セミナーを開催して母子のグループ活動により心理教育とグループセラピーを行い、DV 被害を受けた母子の心理的回復と母子関係の再構築を支援する。

#### (2) 業務内容

(1) の事業目的に資する下記事業

- ・企画業務
- ・セミナー開催業務
- ・広報業務

(別紙「仕様書」のとおり)

#### (3) 契約上限額

金 1,200,000 円（地方消費税を含む）

※行事事用保険料を含む

#### (4) 契約期間

令和 7 年 6 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

#### (5) 履行場所

神戸市内

#### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

委託契約締結後、受注者の請求に基づき概算払いし、業務完了後、精算とする。

#### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

#### (4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約を解除する。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) DV 被害者の心理状態に精通しており、その専門的知識・技術を有していること。
- (6) 本事業実施にあたり、公認心理師、精神科医等の有資格者が少なくとも 1 名参加していること。

#### 5 スケジュール

- |  |                           |
|--|---------------------------|
| (1) 公募開始   | 令和 7 年 3 月 11 日（火曜）       |
| (2) 質問受付締切                                       | 令和 7 年 3 月 18 日（火曜）17 時まで |
| (3) 質問に対する回答                                     | 令和 7 年 3 月 25 日（火曜）予定     |
| (4) 参加申請関係書類の提出期限                                | 令和 7 年 4 月 1 日（火曜）17 時まで  |
| (5) 企画提案書の提出期限                                   | 令和 7 年 4 月 16 日（水曜）17 時まで |
| (6) 書類選考（提案事業者が 5 社を超える場合）<br>実施の上、企画提案会参加の可否を通知 | 令和 7 年 4 月 18 日（金曜）目途     |
| (7) 企画提案会（プレゼン審査）                                | 令和 7 年 4 月下旬予定            |
| (8) 選定結果通知                                       | 令和 7 年 5 月上旬予定            |
| (9) 契約締結・事業開始                                    | 令和 7 年 6 月 1 日（日曜）予定      |

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 参加申請手続き

- |        |  |
|--------|--|
| ア 受付期間 | 令和 7 年 3 月 11 日から令和 7 年 4 月 1 日 17 時まで<br>持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時  |
| イ 提出書類 | 1. 質問票<br>2. 参加申込書<br>3. 会社概要または団体概要（任意様式）<br>4. 登記簿謄本または登記事項に関する全部証明（写し可）<br>5. 国税の納税証明書<br>6. 神戸市契約等からの暴力団関係者解除に係る誓約書<br>※上記 4・5 は提出時点で発行日より 3 か月以内のもの<br>※令和 5・6 年度 神戸市競争入札参加資格を有する場合、<br>4・5・6 の提出は省略可 |
| ウ 提出部数 | 1 部  |
| エ 提出場所 | こども家庭局家庭支援課（神戸市役所 1 号館 7 階）<br>E メール：soudanshien@city.kobe.lg.jp   |

##### (2) 質問の受付

- |                |   |
|----------------|---|
| ア 受付期間         | 令和 7 年 3 月 11 日から令和 7 年 3 月 18 日 17 時まで |
| イ 提出方法         | 別紙「質問票」に記載し、E メールにより提出すること              |
| ウ 回答参加者全者に対して、 | 令和 7 年 3 月 25 日に E メールにより回答する。          |

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書は、様式は任意とするが、以下のすべての内容を含むこと。
- ①本業務に対する考え方、実施方針
  - ②提案のセールスポイント
  - ③本業務の実施方法等  
セミナー実施までのスケジュール、実施場所、セミナー実施スケジュール、広報方法等を可能な限り具体的に示すこと
  - ④本業務にかかる実施体制・支援体制  
セミナー実施にあたり、公認心理師、精神科医等の有資格者が少なくとも1名参加する計画を含み、かつ、その資格を有することが確認できる書類を添付すること。
  - ⑤実施予定のプログラムの過去実施時の実績（過去に実施実績がある場合）  
参加者アンケート等があれば合わせて提出すること
- イ 企画提案書の枚数は、15 ページ以内とする。
- ウ 見積書
- ①日付・会社名・所在地・代表者名・連絡先（担当者名・電話番号）を記入すること。
  - ②費用の総額で見積もりをすること。なお、費用の総額は、本実施要領に定める委託金額の上限までとする。
  - ③今回の委託業務に係る経費の内訳（任意様式）を提出すること  
※内訳には各回開催における人件費を分けて記載する等、可能な限り詳細に記載すること
- エ 会社・団体概要のわかる書類
- ①概要パンフレット
  - ②事業経歴書（直近事業年度までの経歴・沿革を記載）
  - ③直近の決算書
- オ 直近3年以内の会社・団体の事業実施報告
- カ その他補足資料（A4 サイズ）
- キ 受付期間 令和7年4月16日17時00分まで  
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ク 提出部数 7部
- ケ 提出場所 こども家庭局家庭支援課（神戸市役所1号館7階）  
※郵送又は持参にて提出

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価の視点	配点
本業務の実施方法 (10点)	これまでに DV 被害者等を対象として相談業務等を実施したことがあり、経験及びノウハウを活かしたセミナー実施方法になっているか。	5
	実現性が高く合理的なスケジュール・人員配置等が組まれているか。	5
セミナーに関する提案 (35点)	対象者にとって参加しやすいテーマ・スケジュール・会場設定がされているか。	5
	セミナーの広報について、チラシの送付先等、参加者の募集に効果的な方法がとられているか。	5
	セミナーの実施にかかり、参加者のプライバシーの保護や安全が確保されているか。	10
	対象者に寄り添った内容で、セミナーの実施により、事業目的の達成が見込まれるか。	15
セミナーの過去実績 (25点)	実施予定のセミナープログラムについて、過去実績があるか。	10
	過去実績より、セミナー実施による事業目的達成の効果があると考えられるか。	15
独自提案 (10点)	事業目的をより効果的に達成するために有効な独自の創意工夫やプラスアルファの提案があるか。	10
経費 (10点)	セミナー開催に係る経費は適切か。また、見積もりの詳細から費用の合理性が判断できるか。	10
地元発注 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業（本社を市内に有するもの）10点</li> <li>・準地元企業（法人市民税の課税対象となる支店・営業所等を市内に有する者）5点</li> <li>・その他0点</li> </ul>	10
合計		100

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市 DV 被害者グループカウンセリング事業委託団体審査委員会（以下、「審査委員会」という）が行い、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

(ア) 開催日時 令和7年4月下旬予定

(イ) 場所 神戸市こども家庭局が指定する場所

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、審査委員会にて協議のうえ、委託先事業者を決定する。

なお、評価点が60点未満の場合は委託候補者として選定しない。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市こども家庭局家庭支援課（電話番号 078-322-0249）

Eメール：soudanshien@city.kobe.lg.jp